

別表第3

| 種目            | 障害及び程度 | 性能等  | 年齢等  | 耐用年数  | 基準額 (円) |         |
|---------------|--------|--|--|-------|---------|---------|
| 介護・訓練支<br>援用具 | 特殊寝台   | 下肢・体幹機能障害2級以上<br>難病で寝たきりの状態にあるもの             | 腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。     | 学齡児以上 | 8年      | 154,000 |
|               | 特殊マット  | 下肢・体幹機能障害2級以上、知的障害A・A1・A2<br>難病で寝たきりの状態にあるもの | 褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。                           | 3歳以上  | 5年      | 80,000  |
|               | 体位変換器  | 下肢・体幹機能障害2級以上<br>難病で寝たきりの状態にあるもの             | 介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。                               | 学齡児以上 | 5年      | 15,000  |
|               | 入浴担架   | 下肢・体幹機能障害2級以上<br>難病で下肢又は体                    | 障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。                                | 3歳以上  | 5年      | 82,400  |
|               | 移動用リフト | 幹機能に同程度の障害のあるもの                              | 介護者が重度身体障害者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。 | 3歳以上  | 4年      | 200,000 |
| 訓練いす          |        | 原則として付属のテーブルを備えたもの                           | 3歳以上1<br>8歳未満  | 5年    | 33,100  |         |

|          |        |   |  |       |    |         |
|----------|--------|---|--|-------|----|---------|
|          | 訓練用ベッド |   | 腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの  | 3歳以上  | 8年 | 159,200 |
|          | 特殊尿器   | 下肢・体幹機能障害1級<br>自力で排尿できない難病患者                                | 尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの  | 学齢児以上 | 5年 | 67,000  |
| 自立生活支援用具 | 入浴補助用具 | 下肢・体幹機能障害<br>難病で入浴に介助を要するもの                                 | 入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置にあたり、住宅改修を伴うものを除く。    | 3歳以上  | 8年 | 90,000  |
|          | 頭部保護帽  | 下肢・体幹・平衡機能障害2級以上、知的障害A・A1・A2、精神障害2級以上                       | ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの。スポンジ、革を主材料に製作したものか、スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作したもの。 | —     | 3年 | 36,750  |
|          | 特殊便器   | 上肢・下肢・体幹機能障害2級以上、知的障害A・A1・A2<br>難病で同程度の障害を有し、自ら排便後の処理が困難なもの | 洗浄機能付きで足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、設置にあたり、住宅改修を伴うものを除く。                        | 学齢児以上 | 8年 | 151,200 |

|               |  |  |       |    |                                     |
|---------------|--|--|-------|----|-------------------------------------|
| 便器            | 上肢・下肢・体幹<br>機能障害 2 級以<br>上、知的障害 A・A<br>1・A2<br>難病で常時介護を<br>要するもの | 障害者等が容易に使用し<br>得るもの。(手すりを付<br>けることができる。)た<br>だし、取替えにあたり、<br>住宅改修を伴うものを除<br>く。                    |       |    | 20,000                              |
| T字状・棒状の<br>杖  | 下肢・体幹・平衡<br>機能障害   | T字状・棒状の杖で、木<br>製又は軽金属製であるも<br>の。   | 学齢児以上 | 3年 | 3,000                               |
| 移動・移乗支援<br>用具 | 下肢・体幹・平衡<br>機能障害<br>下肢が不自由な難<br>病患者                              | 手すり、スロープ等であ<br>ること。転倒防止、立ち<br>上がり動作の補助、移乗<br>動作の補助、段差解消等<br>の用具。ただし、設置に<br>あたり、住宅改修を伴う<br>ものを除く。 | 3歳以上  | 8年 | 60,000                              |
| 火災警報器         | 火災発生の感知及<br>び避難が著しく困<br>難な障害者等のみ<br>の世帯及びこれに<br>準ずる世帯。かつ         | 室内の火災を煙(又は<br>熱)により感知し、音又<br>は光を発し屋外にも警報<br>ブザーで知らせることが<br>できるもの                                 | —     | 8年 | 15,500<br>(上限の範囲内<br>で、複数個の給<br>付可) |
| 自動消火器         | 以下の手帳を所持<br>している者<br>身体障害 4 級以<br>上<br>知的障害 A、A<br>1、A2<br>精神障害  | 室内温度の異常上昇又は<br>炎の接触で自動的に消化<br>液を噴射し、初期火災を<br>消火するもの  |       | 8年 | 28,700                              |

|                   |                 |  |                         |        |      |                                   |
|-------------------|-----------------|--|-------------------------|--------|------|-----------------------------------|
|                   | 電磁調理器           | 視覚障害 2 級以上<br>(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)、知的障害 A・A1・A2、精神障害 | 障害者が容易に使用し得るもの。         | 18 歳以上 | 6 年  | 41,000                            |
|                   | 歩行時間延長信号機用小型送信機 | 視覚障害 2 級以上   | 視覚障害者が容易に使用し得るもの。       | 学齢児以上  | 10 年 | 7,000                             |
|                   | 聴覚障害者用屋内信号装置    | 聴覚障害 4 級以上   | 音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。 | 18 歳以上 | 10 年 | 87,400                            |
| 在宅療養等<br>支援<br>用具 | 透析液加温器          | 腎臓機能障害 3 級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法による透析療法を行う者                   | 透析液を加温し、一定温度に保つもの。      | 3 歳以上  | 5 年  | 51,500                            |
|                   | ネブライザー<br>(吸入器) | 呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者及び難病患者であつて、必要と認められる者           | 障害者等が容易に使用し得るもの。        | 学齢児以上  | 5 年  | 36,000                            |
|                   | 電気式たん吸引器        | の身体障害者及び難病患者であつて、必要と認められる者                             |                         |        |      | 56,400<br>ネブライザーとの併用型については 70,000 |
|                   | 酸素ボンベ運搬車        | 在宅酸素療法者  | 障害者等が容易に使用し得るもの。        | 18 歳以上 | 10 年 | 17,000                            |
|                   | 自家発電機又は外部バッテリー  | 呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者及び                             | 障害者等が容易に使用し得るもの。        | —      | 5 年  | 100,000                           |

|                       |                          |   |  |       |     |         |
|-----------------------|--------------------------|---|--|-------|-----|---------|
|                       |                          | 難病患者であつて、必要と認められる者                        |  |       |     |         |
|                       | 動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター） | 人工呼吸器の装着が必要なもの                            | 呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの | —     | 10年 | 157,500 |
|                       | 視覚障害者用体温計（音声式）           | 視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）            | 視覚障害者が容易に使用し得るもの。                            | 学齢児以上 | 5年  | 9,000   |
|                       | 視覚障害者用体重計                |   |  |       |     | 18,000  |
| 情報意思疎通                | 携帯用会話補助装置                | 音声・言語機能障害・肢体不自由者であつて、発声・発語に著しい障害を有する者     | 携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。    | 学齢児以上 | 5年  | 98,800  |
| 通<br>支<br>援<br>用<br>具 | 点字タイプライター                | 視覚障害2級以上（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。） | 視覚障害者が容易に使用し得るもの。                            | 学齢児以上 | 5年  | 63,100  |
|                       | 点字器                      | 視覚障害                                      | 視覚障害者が容易に使用し得るもの。                            | 学齢児以上 | 5年  | 10,400  |
|                       | 視覚障害者用ポータブルレコーダー         | 視覚障害2級以上                                  | ① 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該  | 学齢児以上 | 6年  | 85,000  |

|                          |  |   |       |    |         |
|--------------------------|--|---|-------|----|---------|
|                          |  | <p>方式により記録された<br/>図書の再生が可能な製<br/>品であって、視覚障害<br/>者が容易に使用し得る<br/>もの。</p> <p>又は</p> <p>② 音声等により操作ボ<br/>タンが知覚又は認識で<br/>き、かつ、DAISY方式<br/>により記録された図書<br/>の再生が可能な製品で<br/>あって、視覚障害者が<br/>容易に使用し得るも<br/>の。</p> |       |    |         |
| 点字ディスプレ<br>イ             | 視覚・聴覚障害の<br>重度重複者（原則<br>として視覚障害2<br>級以上かつ聴覚障<br>害2級以上）の身<br>体障害者であっ<br>て、必要と認めら<br>れる者 | 文字等のコンピュータの<br>画面情報を点字等により<br>示すことのできるもの。   | 18歳以上 | 6年 | 383,500 |
| 視覚障害者用活<br>字文書読み上げ<br>装置 | 視覚障害2級以上   | 文字情報と同一紙面上に<br>記載された当該文字情報<br>を暗号化した情報を読み<br>取り、音声信号に変換し<br>て出力する機能を有する<br>もので、視覚障害者が容<br>易に使用し得るもの。  | 学齢児以上 | 6年 | 99,800  |

|             |   |   |       |     |  |
|-------------|---|---|-------|-----|--|
|             |   | (音声ICタグレコーダーを含む)  |       |     |  |
| 視覚障害者用拡大読書器 | 視覚障害者であつて、本装置により文字等を読むことが可能になる者                       | 画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの。     | 学齢児以上 | 8年  | 198,000                                    |
| 視覚障害者用時計    | 視覚障害2級以上。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。 | 視覚障害者が容易に使用し得るもの。   | 学齢児以上 | 10年 | 13,300                                     |
| 聴覚障害者用通信装置  | 聴覚障害・音声・言語機能障害であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者     | 一般の電話（回線）に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの。 | 学齢児以上 | 5年  | 35,000                                     |
| 点字図書        | 視覚障害  | 点字により作成された図書  | —     | —   | 点字図書で年間6タイトル、又は、24巻以内で、かつ、年間60,000の購入金額を限度 |

|              |                                       |  |       |      |         |
|--------------|---------------------------------------|--|-------|------|---------|
|              |                                       |  |       |      | とする。    |
| 聴覚障害者用情報受信装置 | 本装置によりテレビの視聴が可能になる者                   | 字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの。 | —     | 6年   | 88,900  |
| 人工喉頭         | 喉頭摘出者                                 | (笛式) 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。<br>(電動式) 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。        | —     | 4年   | 70,100  |
| 情報・通信支援用具    | 上肢・体幹・視覚及び言語障害2級以上<br>難病で同程度の障がいのあるもの | 障害者向けのパソコン周辺機器や、アプリケーションソフト、パソコン操作に係る環境制御装置等。  | 学齢児以上 | 5年   | 100,000 |
| 排便袋          | ぼうこう・直腸機                              | —  | —     | 半年の単 | 8,600/月 |



|        |  |   |   |      |                    |              |
|--------|--|---|---|------|--------------------|--------------|
| 泄管     | 蓄尿袋  | 能障害によりスト<br>ーマを造設した者  | — | —    | 位で決定<br>する         | 11,300/<br>月 |
| 理支援用具用 | 紙おむつ等（紙<br>おむつ、洗腸用<br>具、サラン、ガ<br>ーゼ等衛生用<br>具品） | 次のいずれかに該<br>当する者<br>① 治療によって<br>軽快の見込みの<br>ないストマ周辺<br>の皮膚の著しい<br>びらん、ストマ<br>の変形のためス<br>トマ用装具を装<br>着することがで<br>きない者<br>② 先天性疾患<br>（先天性鎖肛を<br>除く）に起因す<br>る神経障害によ<br>る高度の排尿機<br>能障害又は高度<br>の排便機能障害<br>のある者<br>③ 先天性鎖肛に<br>対する肛門形成<br>術に起因する高<br>度の排便機能障<br>害のある者<br>④ 脳性麻痺等脳原<br>性運動機能障害<br>により排尿若し | — | 3歳以上 | 半年の単<br>位で決定<br>する | 12,000/<br>月 |

|                       |                |  |  |       |   |                                       |
|-----------------------|----------------|--|--|-------|---|---------------------------------------|
|                       |                | くは排便の意思<br>表示が困難な者   |  |       |   |                                       |
|                       | 収尿器            | 高度の排尿機能障<br>害  | 採尿器と蓄尿袋で構成<br>し、尿の逆流防止機能が<br>付いているもの   | 18歳以上 | 1年  | 8,500                                 |
| 住<br>宅<br>改<br>修<br>費 | 居住生活動作補<br>助用具 | 下肢・体幹・視覚<br>障害、乳幼児期以<br>前の非進行性の脳<br>病変による運動機<br>能障害（移動機能<br>障害に限る。）を<br>有する者であって<br>障害等級3級以上<br>の者又は難病によ<br>り同程度の障害を<br>有する者（ただ<br>し、特殊便器への<br>取替えをする場合<br>は上肢障害2級以<br>上の者）。また、<br>居住している住宅<br>であること。借家<br>の場合は家主の承<br>諾があること。 | 次に掲げる居宅内の改修<br>工事とする。<br><br>（1） 手すりの取付け<br>（2） 段差の解消<br>（3） 滑り防止及び移<br>動の円滑化等のための<br>床又は通路面の材料の<br>変更<br><br>（4） 引き戸等への扉<br>の取替え<br><br>（5） 洋式便器等への<br>便器の取替<br><br>（6） その他市長が認<br>めたもの | 学齢児以上 | 基準額を<br>限度に複<br>数回改修<br>出来るも<br>のとす<br>る。 | 400,000<br>ただし介護保険<br>適用者は20<br>0,000 |